

# 規則

会計年度任用職員の報酬等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年十二月二十三日

埼玉県知事 大野 元裕

## 埼玉県規則第七十八号

会計年度任用職員の報酬等に関する規則の一部を改正する規則

会計年度任用職員の報酬等に関する規則（平成三十一年埼玉県規則第三十二号）

の一部を次のように改正する。

別表第一から別表第四までを次のように改める。

### 別表第1（第2条関係）

#### 医療職報酬等基準額表(1)

職種	医師及び歯科医師
号給	月額
1	円 444,200

別表第3（第2条関係）

医療職報酬等基準額表(3)

職種	保健師	看護師 (外来業務以外 の業務に従事するもの)	看護師 (外来業務に 従事するもの)	准看護師 (外来業務以外 の業務に従事するもの)	准看護師 (外来業務に 従事するもの)
号給	月額	月額	月額	月額	月額
	円	円	円	円	円
1	222,949	220,518	211,218	188,958	181,008
2	224,371	222,550	213,250		
3	225,793	224,784	215,484		
4	227,012	226,917	217,617		
5	228,434	228,949	219,649		
6	229,856				
7	231,379				

別表第2（第2条関係）

医療職報酬等基準額表(2)

職種	薬剤師 獣医師	管理栄養士	栄養士（管 理栄養士を 除く。） 衛生検査技 師	診療放射線 技師 臨床検査技 師 理学療法士 作業療法士 視能訓練士 言語聴覚士	義肢装具士	歯科衛生士	歯科技工士
号給	月額	月額	月額	月額	月額	月額	月額
	円	円	円	円	円	円	円
1	248,544	209,757	188,136	206,548	216,648	199,178	206,186
2			189,965	208,072		201,006	208,015
3			191,895	209,595		202,428	209,945
4			193,418	211,119		204,257	211,468
5			195,246	212,744		206,186	213,296
6			197,075	214,065		208,015	215,125
7			198,598	215,588		209,945	216,648
8			200,122	218,607		211,468	
9			201,645			213,296	
10			203,169			215,125	
11			204,794			216,648	
12			206,115				
13			207,638				
14			209,757				

19	183,132	220,307
20	185,671	221,627
21	188,109	222,643
22	189,836	223,760
23	191,461	224,776
24	193,188	225,792
25	194,711	226,808

別表第4（第2条関係）

行政事務報酬等基準額表

職種	前記以外の職	
	標準的な会計年度任用職員の職務を行うもの	相当の知識又は経験を必要とする会計年度任用職員の職務を行うもの
号給	月額	月額
	円	円
1	157,028	194,711
2	158,146	196,438
3	159,263	198,266
4	160,380	199,993
5	161,396	201,618
6	162,818	203,040
7	164,138	204,563
8	165,459	206,087
9	166,678	207,407
10	168,201	208,728
11	169,725	209,947
12	171,350	211,267
13	172,467	212,588
14	173,889	213,908
15	175,311	215,228
16	176,733	216,549
17	178,053	217,666
18	180,593	218,987

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。